



令和元年7月19日

<タイトル> 佐渡市指定ごみ袋製造業務委託発注における規格書の誤りについて

環境対策課が発注した佐渡市指定ごみ袋製造業務委託について、規格書に誤りがあることが判明しました。

市民の皆さまにお詫び申し上げるとともに、今後、このようなことが起こらないよう、適正な事務処理を徹底してまいります。

1.概要

ごみ袋製造費の低減を図るため、本年度の発注から、国外製造可として指名競争入札を実施し契約しました。その際、仕様書には、現在流通しているものと規格・材質の変更はないことを記載したものの、添付した規格書は、現在と異なる旧規格書を添付してしまったものです。

○ 委託業務名:平成 31 年度佐渡市指定ごみ袋製造業務委託(単価契約)

○ 発注予定金額:約 24,000 千円 (H30 予算額 42,587 千円 / H31 予算額 31,639 千円)

区分	規格	単価(円)	第 1 回発注(万枚)	第 2 回発注(万枚)	第 3 回発注(万枚)	計(万枚)
燃えるごみ	大	7.22	130	100	41	271
	小	4.42	20	17	4	41
	特小	3.88	5	0	0	5
燃えないごみ	大	10.24	6	0	0	6
	小	8	2.28	0	0	2.28

2.経緯

期日	内容
4月15日	当該業務委託の指名通知(5者指名競争入札)
4月26日	指名競争入札執行、契約締結、第1回発注(納期7月末)
6月20日	燃えるごみ袋(大)サンプル受領
6月26日	規格書の誤りが判明 職員調査等の実施、製造状況等の確認

3.事案調査結果等

- ・ 指定ごみ袋の規格については、平成 17 年度頃に縛り口紐が細く、ごみの搬出がしづらいといった市民の要望を受けて見直し。
- ・ 以降、規格書を訂正することなく同一事業者が発注。
- ・ 製造先に確認したところ、燃えるごみ袋(大)40 万枚、(小)20 万枚、燃えないごみ袋(大)6 万枚を既に製造済み。
- ・ 納期に変更は生じないが、規格変更には金型製造費として、別途 108 千円(税込)が必要。

4.発生原因

- ・ 燃えるごみ袋(大)の在庫が7月には無くなることから、製造期間を確保するためにも年度当初に急いで発注しなければならなかったこと。
- ・ 入札時にあっては、仕様書に現在流通しているごみ袋の規格と変更がないことを記載し、

現物をサンプルとして提示した。今までも問題なく納品されていたことから、規格書の誤りには気付かなかったこと。

- ・ 契約時にあっては、請負業者の変更がなかったことから、国外製造であっても間違いなく納品するものと請負業者を過信してしまい、規格書の誤りには気付かなかったこと。
- ・ 年度当初の人事異動等により係の体制が大きく変わり、係内で事務上のミスをチェックできなかったこと。
- ・ 万一ミスがあったら市民に迷惑をかける、不便を強いる、市の信頼を失うという意識が低かったこと。

5.対応

誤発注により製造された燃えるごみ袋(大)40万枚(2月分相当)、(小)20万枚(4月分相当)については、市民の皆さまにご不便・ご迷惑をお掛けしますが、以下の理由により、正規規格品と同様に、指定ごみ袋等取扱店に流通させることとします。

- ① 再発注には約400万円の経費がかかること
- ② 年間必要枚数を確保しなければならないこと
- ③ 規格の誤りが縛り口紐にとどまったこと

(燃えないごみ袋(大)6万枚については、製造業者の意向により正規規格品を納入)

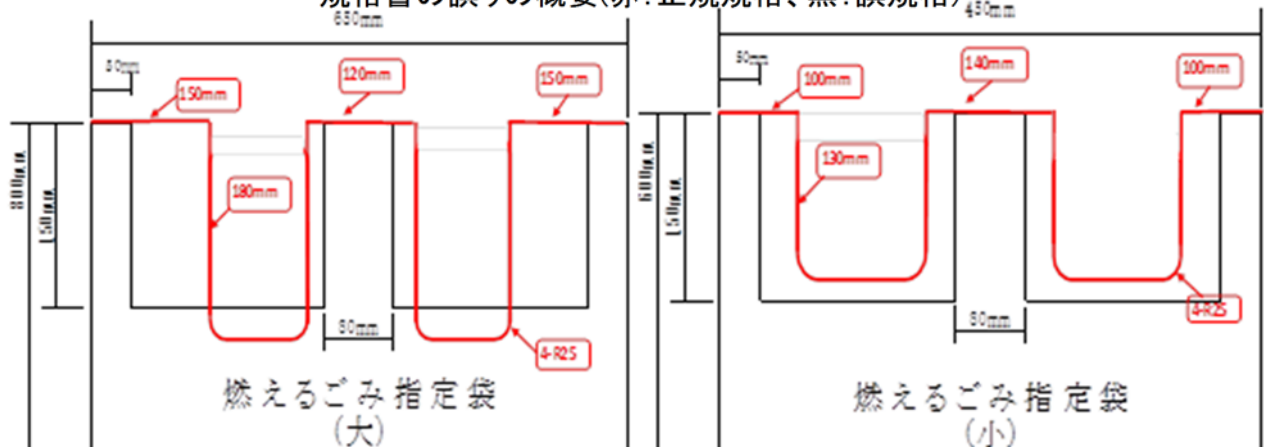
また、市民の皆さまが、正規の規格品と交換を希望する場合は、一部使用済みであっても、市役所本庁、支所・SCにおいて交換対応させていただきます。

6.再発防止対策

入札契約に係る文書管理等、適切な事務処理手続きの徹底を図り、市職員としての自覚を促します。

- ・ OJT の実施等、課内で人材を育成するという姿勢を意識するとともに、課長及び課長補佐が中心となって、課内・係内における定期的なミーティングを実施し、コミュニケーションをより密接にとれるようにする
- ・ 債務負担行為の設定等予算上の工夫の検討
- ・ 係の事務分掌を超えた事務分担の見直しなど、体制の見直し 等

規格書の誤りの概要(赤:正規規格、黒:誤規格)



本件についての問合せ先
佐渡市役所 環境対策課 課長 計良
電話(直通)0259-63-3113